

令和3年第1回
笠置町議会臨時会会議録
(第2号)

令和3年2月22日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年2月22日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年2月22日 13時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年2月22日 13時56分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第1回笠置町議会会議録

令和3年2月19日～令和3年2月22日 会期4日間

議 事 日 程 (第2号)

令和3年2月22日 午後1時30分開議

- 第1 議案第1号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第7号)の件
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午後1時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和3年2月第1回笠置町議会臨時会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。

本件につきましては、2月15日の議会運営委員会において、行政側からの十分な資料の提出と説明がなされなかったため、改めて2月19日午前10時から全員協議会を開催し、資料の追加提出と説明を求めましたが、全協においても時間が不足したため、その説明を更に受ける必要があると判断し、本会議におきまして、総合常任委員会に審査を付託することとなりました。

それでは本件に対する審査結果について委員長の報告を求めます。総合常任委員会、杉岡委員長。

総合常任委員長（杉岡義信君） ただいまの議長の説明のとおり、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）につきましては、臨時会前に開催されました全員協議会におきまして、資料内容の十分な確認と説明に時間を要するものと判断したため、令和3年2月第1回臨時会1日目において、委員会付託とされました。令和3年2月19日に8人の委員全員の出席のもと、町長、副町長、総務財政課長、保健福祉課長、商工観光課長の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われましたので、その内容をご報告申し上げます。

総合常任委員会での主な説明と質疑の内容は次のとおりです。

まず、団体助成費事業は避難所などが3密になりやすいことから、感染リスクを減らす取り組みについて支援するもので、南部区と西部区に助成する説明を受けました。その他の区に対する助成については、先の議会において集会所のトイレ改修など、別の事業になりますが既に予算が認められています。

次に、業務用品購入事業は、常設型の非接触式の体表面温度測定器購入費として公共施設に設置する7台分の予算が計上されています。

次に、京都府緊急事態措置協力金事業についてですが、京都府に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、府内の飲食店などに営業時間の短縮要請が行われましたが、京都府がこの対

象となる施設を運営されている方に対して、時短要請に応じられた日数分の協力金を1日当たり6万円支給されますが、委員からは店舗数の確認方法や時短要請に応じた日数の確認の方法、支給の方法などの質疑があり、店舗数は対象事業者から申請してもらうことで確認し、時短要請に応じた日数は自己申請である旨の説明を受けました。

次に、防災備蓄品整備事業ですが、現在、町内の避難所等には非常用電源が無いので、災害時に停電となった時には、施設内に電気を供給できず、新型コロナウイルス感染症対策に有効とされる換気等が行えないことから、発電機を設置する事業である旨の説明を受けました。LPガスとガソリンの2種類が燃料として使えるハイブリッド型のものの購入を考えておられるが、委員からは太陽光パネルが後付けできないのか、管理や使い方の講習はどうするのかといった質疑がありました。行政からは、使い方については役場職員はもとより、区の役員や消防団員など、大勢の人に講習を行い、万が一に備えたいとの答弁を受けました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、予防接種希望者の確認方法や接種の順番、会場までの交通、集団接種ができない人や寝たきりの方、笠置町に住み票があっても他市町村で病気療養されている方などはどうなのかという質疑がありました。これに対しては、接種券を配付して、接種希望者に電話もしくはインターネットで予約をしてもらうこと。予約人数を把握して、改めて時間を指定させていただくこと。会場はいこいの館を予定しているため、おおむね区を単位として時間設定をし、バスの送迎をすること。基本は住民票がある自治体での接種であるが、他市町村に入院中の方や単身赴任をされている方は例外であるとの答弁がありました。

集団接種の時期については、ワクチンが町に供給される時期により変更される場合もありますが、現時点での予定は、65歳以上の方で1回目が4月下旬、2回目は5月中旬頃で調整をされており、これに行けない場合は個別接種にて行えるとの答弁がありました。

次にキャンプ場の3密解消事業の減額補正については、ライブカメラ設置事業で当初予定していたインターネット回線等の新設が不用となったため、33万円の減を補正されていますが、昨年12月11日にこの事業の交付決定をしてからわずか2日後の12月13日にはキャンプ場を閉鎖し、以後、今日まで閉鎖が続いているため、来場希望者がライブ映像で混雑具合を自ら確認してもらい、3密を避けるという設置の目的が全く達せられていない状況である旨の指摘がありました。

また、カメラを設置することで事業完了としているのか。他のキャンプ場は閉鎖せず入場制限を行って営業しているが、笠置キャンプ場はずっと閉鎖をしている。3密を解消したい

のであれば、閉鎖するのが一番手っ取り早くてコストもかからない。カメラを設置した意味はどこにあるのかといった質疑がありました。これに対して行政からは、来場を望まれる方があらかじめ自らカメラで混雑状況を確認してもらうことで、混雑時の自粛を促す目的で設置したが、現在、キャンプ場が閉鎖されているため活用できていない。カメラが有効に活用できるよう運営者と協議するとの答弁を受けました。

本予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業のみの予算であるが、予算付けに対しては何に重きを置いているのか分からない。また、備品購入後の管理方法やランニングコスト、効果的な利用方法といった構図も見えない。国が全額負担してくれる夢のような交付金だからといって安易に事業計画をせず、有効に使ってほしいといった意見もありました。

本委員会としましては、本予算案に関わらず、予算計上の施行等には十分な調整がなされていないとの意見もありましたが、本予算については、新型コロナウイルス感染症対策として、早急な事業の実施が不可欠であると断腸の思いで判断し、委員からの様々な意見を執行部側に伝え、適正で的確な事業の実施を強く求め、審査の結果、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）は賛成者5人、反対者2人でやむを得ず原案を可決すべきものと決定しました。

これで報告を終わります。

議長（大倉 博君） 委員長報告は終わりました。

総合常任委員会では全議員に出席をいただいております。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

反対討論をさせていただきます。

今回の予算ですね、国から1次、2次と臨時交付金が採択されましたが、僕はワクチン接種は迅速に対応しなければいけない予算だと、それは全議員が思っています。基本的には賛成をしなければならないという前提のもと、予算が提出されているものだとは思っております。

しかしですね、使い方がどうなるか分からない。そしてお金を使ったけど、実施実績が全くない。こういった予算を本当に住民が、住民の命に係わる予算に組み込んでくる。僕は二元代表制、住民に対する冒とくだと思っております。こういう調子で予算が編成されるのであれば、この先の笠置町の未来は乏しいと思います。執行部側には、来年度の当初予算、しっかりと本当に住民に寄り添った予算編成を心から願い、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） ないですか。これで討論を終わります。

これから議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第1号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年2月第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 田 中 良 三